

日本海洋学会沿岸海洋研究会会則

第1章 総則

第1条 本会は日本海洋学会沿岸海洋研究会と称する。

第2条 本会は沿岸海洋に関する諸問題の研究、調査を行い、沿岸海洋学の進歩、普及をはかることを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するために日本海洋学会の研究会として沿岸海洋に関するつぎの事業を行う。

1. 講演会、講習会、見学会、展示会、映画会等の開催
2. 国内および国外の学・協会との連絡
3. 刊行物の企画、編集、発行等
4. その他、本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会は所在地を愛媛県松山市文京町2-5、愛媛大学沿岸環境科学研究センター内とする。

第5条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第2章 会員

第6条 本会の会員は沿岸海洋学に関心をもち、本会の主旨に賛同するものとし、以下の4種に分かれる。

1. 個人会員：個人会費を納める個人
2. 団体会員：団体会費を納める団体機関
3. 賛助会員：賛助会費を納める個人、または団体機関
4. 学生会員：入会を希望する学生。会費は無料とする。

第7条 入・退会を希望する個人または団体機関は、所定の入・退会申込書を本会の会長あてに差出し、会長がこれを承認する。学生会員の入・退会申込は、学生本人が行う。

第8条 会員は次の特典を有する。

1. 定期刊行物「沿岸海洋研究」の無料配付と、Online Journalへのアクセス権を有し、かつ、本会が刊行する出版物の購入について便宜を与えられる。ただし、学生会員については定期刊行物の配付はなくOnline Journalのアクセス権のみ与えられる。
2. 「沿岸海洋研究」に寄稿できる。
3. 賛助会員名は「沿岸海洋研究」に掲載される。

第9条 会員は年会費を前納するものとし、既納の会費は返戻しない。ただし、団体会員、賛助会員は年会費を2期に分けて分納してもよい。

第10条 2ヶ年以上の会費を滞納した会員は、第8条の特典の停止をうけ、委員会の議決を経て除名される。

第3章 委員会および役員、委員

第11条 会長は日本海洋学会員であり、日本海洋学会理事会において沿岸海洋研究会員中より推薦され、日本海洋学会会長がこれを委嘱する。

第12条 会長は沿岸海洋研究会を代表する。

第13条 本会の議決機関として沿岸海洋研究会委員会（以下委員会という）をおき、会長が議長を務める。

第14条 委員会を構成する委員は専門分野、地域の代表性を考慮し、会長が会員中より委嘱する。また会長は委員中より副会長を委嘱することができる。

第15条 委員会の委員の数は40名以内とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、委員会の同意を得て、若干名の委員を追加できる。

第16条 委員会は委員総数の過半数の出席（委任伏による参加を含む）をもって成立する。

第17条 委員会の議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。

- 第18条 委員会の議事は日本海洋学会理事会を経て、日本海洋学会評議員会ならびに会員集会で報告され、また、「沿岸海洋研究」に掲載される。
- 第19条 委員会は原則として年2回、会長が招集する。
- 第20条 会員は議長の許可を得て委員会で発言できる。
- 第21条 委員会内に執行機関として総務部、事業部、出版部をおく。
- 第22条 委員会において、委員の中から総務部長、事業部長、出版部長各1名、さらに、監査2名を選ぶ。
- 第23条 各部長は、委員会の同意を得て、委員および会員の中から若干名を各部委員として委嘱する。
- 第24条 委員会委員および各部委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。
- 第25条 会長、副会長、総務部長、事業部長、出版部長、監査の任期は2年とし、原則としては引き続いては2期を限度とする。
- 第26条 総務部は本会の事務局を代行し、本会の運営、会計の事務を行う。
- 第27条 事業部は原則として毎年シンポジウムおよび委員会の議決にもとづく事業を企画し、実施する。
- 第28条 出版部は委員会の議決にもとづく出版物の編集、出版をおこなう。また、出版部内に「沿岸海洋研究編集委員会」をおき、「沿岸海洋研究」を編集、出版する。
- 第29条 沿岸海洋研究編集委員長は出版部長が務め、沿岸海洋研究編集委員は同編集委員長が、委員会での承認にもとづき、会員の中から委嘱する。
- 第30条 監査は本会の会計ならびに会務を監査し、監査の結果を委員会で報告する。

第4章 表彰

- 第31条 本会の定期刊行誌「沿岸海洋研究」に掲載された優れた論文を顕彰するため、「速水論文賞」を設ける。その規定は「速水論文賞細則」で定める。

第5章 会計

- 第32条 本会の経費は会費、刊行物の代金その他の収入をもって支弁する。
- 第33条 会費、刊行物の代金等の決定、変更は委員会の議決によらねばならない。
- 第34条 本会の事業年度の収支決算、および収支予算は委員会で承認されなければならない。

第6章 会則の変更

- 第35条 本会則の変更は委員会委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第36条 本会則は2025年5月15日より発効する。

速水論文賞細則

- 第1条 日本海洋学会沿岸海洋研究会（以下、研究会という）の定期刊行誌「沿岸海洋研究」に原則として選考年度の前2年（暦年）の間に掲載された論文から、隔年毎に優秀な論文を1編以内を選び、その著者に速水論文賞を贈呈する。共著論文の場合は筆頭著者に贈呈する。
- 第2条 速水論文賞候補者を選考するため、速水論文賞候補者選考委員会（以下、選考委員会という）を設ける。
- 第3条 選考委員会の委員（以下、選考委員という）の定数は「沿岸海洋研究」の編集委員長を含む4名とする。編集委員長を除く3名の委員は研究会の委員会で選出する。選考委員会の委員長は選考委員の互選により定める。選考委員の任期は2年とし、重任は2期までとする。
- 第4条 選考委員会は受賞候補者を選び、研究会の委員会の承認を得て受賞者と決定する。
- 第5条 受賞者には、定例の沿岸海洋シンポジウム開催時に、研究会長名をもって賞状と賞金を贈呈する。
- 第6条 この細則の変更には研究会の委員会の同意を要する。

第7条 この細則は2010年4月1日から実施する.